

猿払村長 伊藤 浩一
(公印省略)

いちご栽培施設に関する公募について

村では、標題の件について、下記のとおり公募します。

記

第 1 章 内容に関する事項

1. 公募要領の定義

本公募要領(以下「本要領」という。)は、本村が施設園芸栽培調査研究事業(以下、「本事業」という。)に係る栽培基礎データ及び栽培施設等を活用し事業継承者を公募により選定するにあたり、参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2. 目 的

本村の基幹産業は「漁業」「酪農業」となっている。漁業は資源管理型を展開しホタテの水揚げは国内屈指の水揚げを誇り毛ガニ、サケ、マスと同様にオホーツク海の大自然の恩恵を受けた「さるふつブランド」として、産業振興に大きな貢献をしている。

酪農業は広大な土地を活かした農業を展開し、基盤整備や生産拡大を進め順調に発展をしてきた一方、担い手の高齢化、後継者不足また世界情勢の取り巻く環境は厳しい状況にある。

そうした中、第 3 の産業を創出するにあたり、天候等に左右されにくい施設園芸という農業に着目し施設園芸栽培調査研究事業を実施。2020 年 10 月から 2023 年 9 月までの 3 年間、実証期間を設け「栽培調査」「栽培実績」等を行い 2023 年 10 月から 2025 年 9 月までの 2 年間、儲かるいちご栽培の実証を掲げ、「就農モデル」「いちご栽培」の調査を実施し、現在も事業進行中である。

これまでの調査データ等を踏まえ、猿払村で「いちご栽培」が可能という結果となったことから、村では民の力で「猿払産夏いちご」をまちおこしの活性化及び、地域産業の一つとして事業展開してもらえる村内企業等を公募し事業継承をしたい考えである。

3. 本事業の概要

1) 本事業の事業主体

・猿払村

2) 本事業の事務局

・猿払村役場 産業課 商工観光係

・〒098-6232 宗谷郡猿払村鬼志別西町 172 番地 1

・TEL: 01635-2-3134 fax: 01635-2-3812

3) 詳細内容

ア 名称

・いちご栽培施設

イ 場 所

- ・宗谷郡猿払村芦野 175 番地 114 (土地については無償とする)

ウ 対象施設等

対象施設等は以下の物件とし議会の議決後、無償譲渡とする。

- ・ビニールハウス本体 (2 棟) ・設備関係 (ボイラー) ・電気設備一式
- ・給水、排水設備 ・灌水装置 ・統合環境制御装置 (アルスプラウト)
- ・プレハブ事務所 (1 棟) ・簡易トイレ (1 棟)
- ・農業用資材等 (苗、農薬、肥料、培地他)
- ・備品 (除雪機、倉庫×2、耕運機、保冷库他、)
- ・その他 (栽培に関する数値、マニュアル、取扱説明書等)

エ 事業手法

- ・当該敷地内で対象施設にて「いちご栽培」を実施する。
- ・地域づくり総合交付金により整備した施設の為、いちご栽培については、少なくとも令和 13 年 3 月 31 日まで事業を継続することが必須。

オ 遵守すべき法令等

- ・村といちご栽培の実施に係る契約を締結する者 (以下「事業者」という。) は、いちご栽培の実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者の負担により当該許認可等を取得しなければならない。

第 2 章 事業者の公募及び選定に関する事項

1. 事業者の選定に係る基本的な考え方

選定については、まちおこしの活性化及び、地域産業の一つとしての事業展開を推進していく事業者を選定する必要がある。

2. 事業者の参加資格要件

1) 参加者の構成

- ア 参加者は村内企業等によるものとする。
- イ 参加者がグループとなる場合は代表企業を定めること。
- ウ 参加者の構成員のいずれも、他の応募者の構成員として重複していないこと。
- エ 参加者は本要領、第 2 章 事業者の募集及び選定に関する事項 3. 共通する参加者の資格制限に該当しない者とする。

3. 共通する参加者の資格制限

1) 参加者が単独企業の場合は、次のいずれも該当しないこと。また、グループ参加の場合は、次のいずれにも該当する構成員を含まないこと。

- ・地方自治法施行令 (昭和 22 年政令 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ・破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産申し立てがなされている者。
- ・会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による会社更生手続開始の申し立てがなされている者。
- ・民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続きの申し立てがなされている者。
- ・猿払村暴力団等排除措置要綱 (平成 24 年 9 月 24 日訓令第 15 号) 第 3 条の規定による除外措置を受けている者。

4. 参加者の構成企業の変更について

- 1) 参加表明受付後の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。但し、やむを得ない事情が生じた場合、村と協議することができる。なお、この場合にあっては代表企業の変更は認めない。

5. 参加に関する事項

参加する場合は、下記の書類を9月30日（火）までに提出するものとする。

- 1) 参加申込書（様式1-1又は1-2、様式2）
- 2) 事業計画書（様式A）、収支計画書（様式B）

6. 審査に関する事項

1) 審査の方法等

ア 選定

- ・審査会の構成は、村長が指名した職員をもって構成する。
- ・審査項目として、提出書類を審査し事業実施の確実性等を考慮し選定する。

イ 決定

- ・村は、審査会の選定を基に事業者等を決定する。

ウ 決定の通知

- ・決定された事業者等に対しその旨を書面にて通知する。
- ・決定されなかった者に対し、審査結果の概要を付し書面にて通知する。
- ・審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

エ 審査結果の公表

- ・審査結果は、後日、概要を公表する。

2) 契約に関する基本的な考え方

ア 契約の概要

- ・村は、事業者と契約の締結に向けて、必要となる事項等を整理し締結する。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的な考え方

効率的な整備及び管理を目指した「いちご栽培」を行うため、村と事業者のうち事業執行上のリスクを最も良く管理することができる者が、当該リスクを分担することを基本に、村と事業者のリスク分担は、原則として「資料1リスク分担表」による。

第4章 協定、契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

協定及び契約の解釈について疑義が生じた場合には、村と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、協定及び契約に定める具体的な措置に従う。

2. 管轄裁判所の指定

協定及び契約に関する紛争については、旭川地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第5章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、協定及び契約で定める事由毎に村及び事

業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

1の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、本事業に係る資産の取り扱いを含め、協定及び契約の規定に従い、事業を終了する。

第6章 法制上および税制上の措置並びに金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

第7章 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 事業参加等に伴う費用負担

参加等に伴う費用については、すべて参加者の負担とする。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、猿払村ホームページ等を通じて適宜行う。

以上

問い合わせ先
猿払村役場産業課商工観光係
電話 01635-2-3134